

# 派遣法改正・対策セミナー①

## 「特定派遣」から許可制への移行の具体策！

平成 27 年派遣法改正により、特定労働者派遣事業は廃止されました。今後は「(新)労働者派遣事業許可」を取得しないかぎり、派遣事業を継続することができなくなります。経過措置期間は「平成 30 年 9 月 29 日」までですが、「まだ先のこと」だと考えていませんか？ 許可を取得するためには、資産要件等を満たす必要がありますが、多くの事業所では「あと 2 回」しか、基準を判断する決算を迎えることができません。そこで、今回は新刊出版を記念して、情報整理と対応策等をお伝えする無料セミナーを開催いたします。



**講師** 特定社会保険労務士&特定行政書士 **小岩 広宣**

【第 1 回 3 月 26 日 (土) 開催のテーマ】

3 月 20 日発売 小岩広宣著

### ①特定労働者派遣事業の廃止の意味は？

特定事業廃止の経過措置は？／現実的な許可制への移行策は？／「無許可」事業への厳しい行政指導

### ②「労働者派遣事業許可」の許可基準とは？

新たな許可基準の具体的内容は？／「資産要件」への対応は？／許可取得のための具体的なステップ

### ③5 人以下、10 人以下の「暫定的な配慮措置」とは？

「暫定的な配慮措置」が救済策となる場合、ならない場合／手続き上の注意点と今後の展望は？

### ④キャリアアップ・雇用安定措置への対応は？

「キャリアアップ」に最短で対応する方法は？／「許可取得後」の派遣事業運営の方向性は？

開催日時	テーマ	会場	ご人数
① 3 月 26 日 (土) 13:30~16:00	特定派遣の許可制への移行	三重会場 (鈴鹿市文化会館)	
② 4 月 23 日 (土) 13:30~16:00	許可更新&事業報告書	三重会場 (鈴鹿市文化会館)	
③ 5 月 28 日 (土) 13:30~16:00	許可制移行&派遣事業運営	名古屋会場 (ウインクあいち)	

●受講料 : **無料** テキストは新刊「人材派遣・紹介業 許可申請・設立運営 ハンドブック」(日本法令)を使用します。事前にご購入いただき、当日ご持参ください。当日ご購入希望の方は事前にご連絡ください。

●定員 : 各会場 30 名 (先着申込順) ●締切 : 3 月 24 日 (木)

●問合せ : 社会保険労務士法人ナデック <http://www.nudec.jp> 山野まで TEL 059-388-3608

**ご参加お申込書 FAX:059-388-3616**

事業所名		TEL	
		FAX	
所在地	〒	お名前①	
メールアドレス	@	お名前②	

※当申込書よりお客様から頂いた個人情報は、個人情報保護に関する法律を遵守し、適正に管理致します。